

標記爭議解決後ノ状勢左記ノ通り有ニ

記

一 電氣局

十一月二十日電灯課換針係従業員十五名ノ出勤停止ハ解除セラレ二十一日就業スル事トナレルカ尙首脳者ト目セラルルモノハ左ノ通り処罰セラレタリ

各野正利

(給料一ヶ月ノ三分ノ一減給)

広瀬二郎

(一々)

二 東支本部ノ動靜

組合本部ニアリテハ十一月五日午前十一時三十分ヨリ本部事務所ニ於テ執行委員會開催合十一時五十分散會セルカ状況左ノ通り

一 出席者

熊本以下十四名

二 議事

一 電氣局交渉ニ関スル件

議長

要求項目ニテホタ答認セラレザルモノ及過日斗争等ニ関スルニ於テ問題トナリタル事項ニ対スル処理方法ヲ明確ニ決定タク意見ヲ述ベラレタリ

佐伯

爭議ノ結果トシテ要求全部ヲ承認セラルレバ兎ニ角未ダ相当重大ナル問題モ残リ過日ノ斗争委員會ノ空氣モ強硬ナルニヨリ当局ニ対シ更ニ交渉ヲ為シ然ル後対策ヲ決定スベキナリ

澤岸

佐伯ノ意見ニ賛成セリ

佐伯

換針等ノ件ニ付テハ電氣部トシテハ故後其ノ他ノ方法ニ於テ相当苦慮シ居レルヲ以テ出来ル限リ出勤停止解除方